

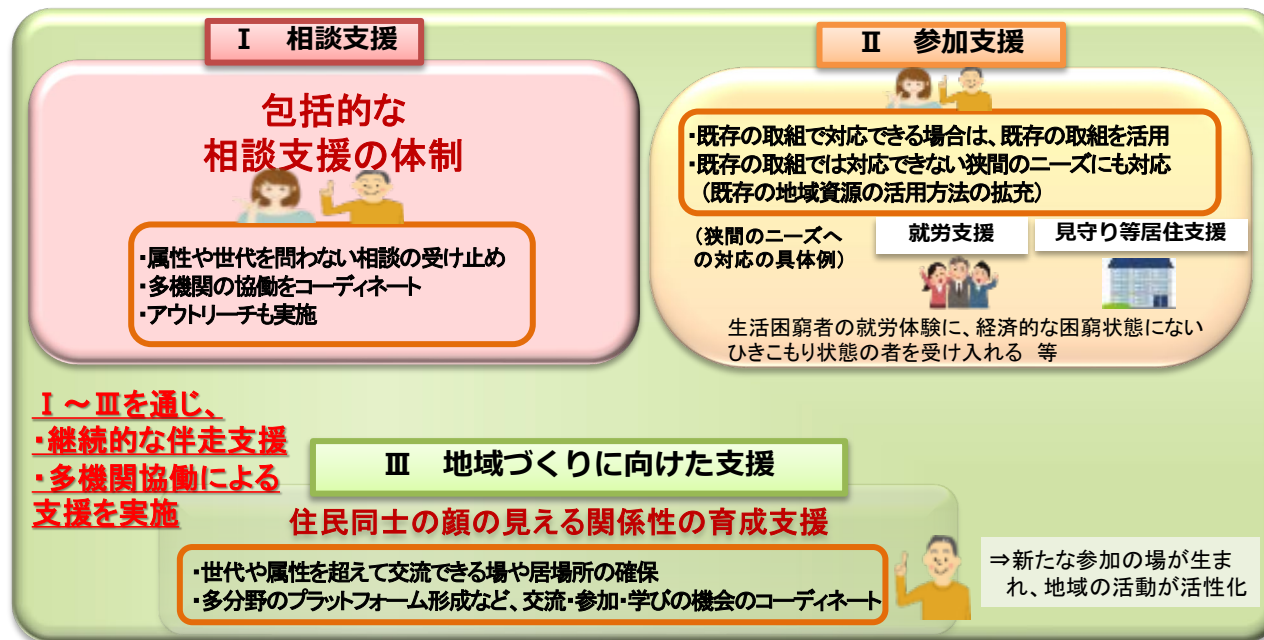
重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)について

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では**狭間のニーズへの対応**などに課題がある。
(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- このため、市町村において**属性を問わない包括的な支援体制**を構築できるよう、令和3年度から**重層的支援体制整備事業**を実施。

事業概要

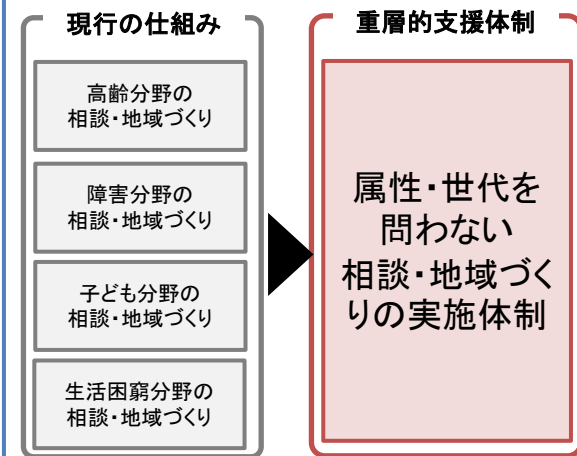
- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施**。
- 希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須。
- 市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**。
- 実施自治体数…令和3年度 42市町村、令和4年度 134市町村、令和5年度 189市町村、令和6年度 346市町村(予定)

重層的支援体制整備事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う**。



地域共生社会の実現に向けた地域づくり

令和6年度予算
555億円
(令和5年度予算:351億円)

【重層的支援体制整備事業】令和6年度予算：543億円（令和5年度予算：322億円）

- 社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域包括支援センターの運営（介護分野） ・基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野）	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮分野）	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	○ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国：1/2 都道府県：1/4 市町村：1/4

【その他（包括的な支援体制の整備に向けた支援）】令和6年度予算：12億円（令和5年度予算：29億円）

- 市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援等を行う。

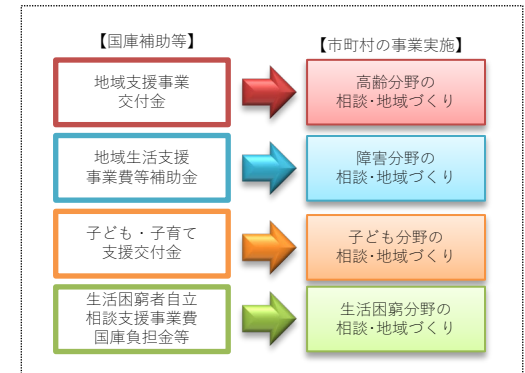
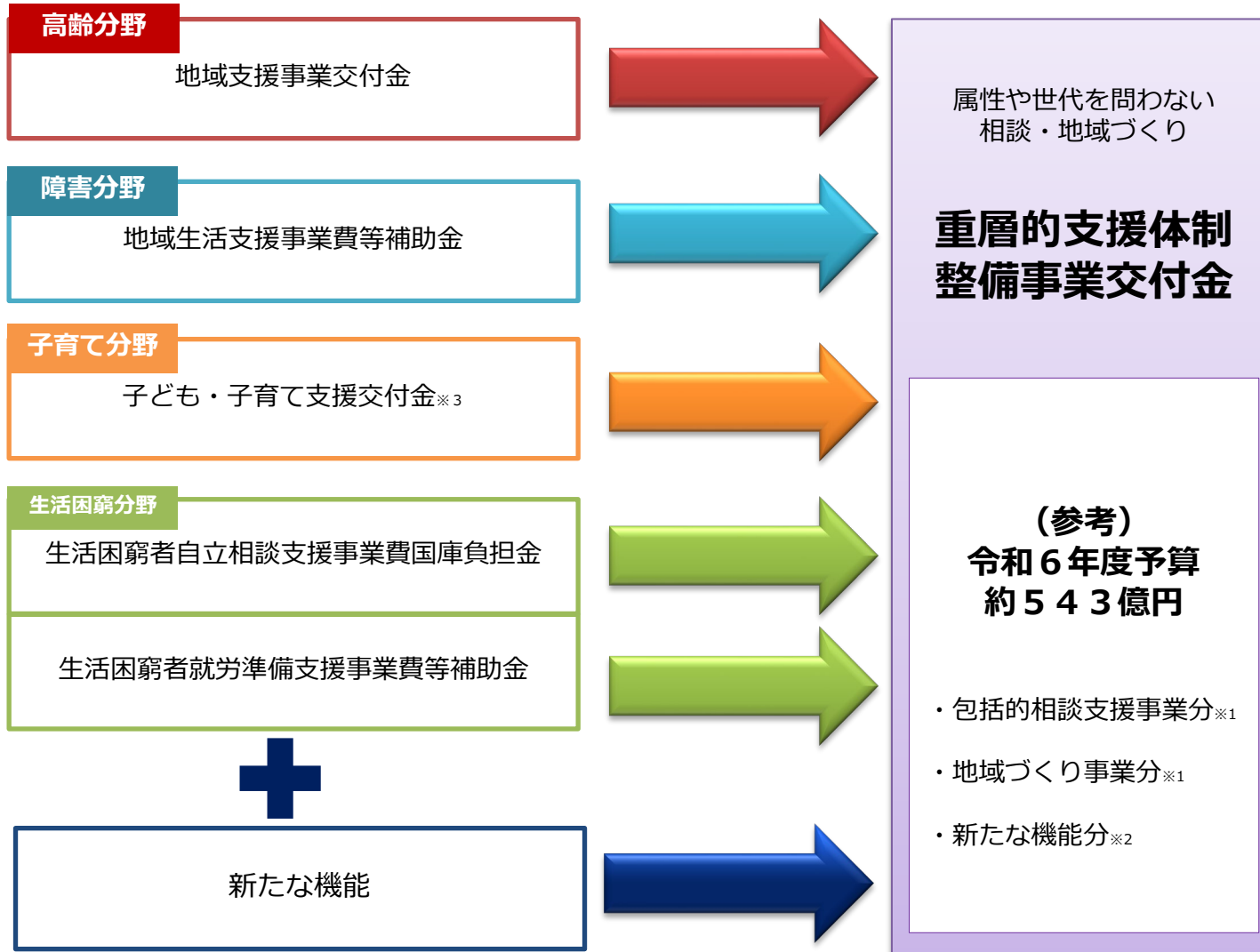
事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○ 重層的支援体制整備事業への移行準備に必要な経費 ※改正社会福祉法の施行から一定期間が経過していること等を踏まえ、令和5年度以降に新規実施する自治体については、国庫補助の上限額を見直す予定。	市町村	国：3/4 市町村：1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○ 市町村における包括的な支援体制の構築を進めるために行う、都道府県による市町村への後方支援の取組に必要な経費	都道府県	国：3/4 都道府県：1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○ 重層的支援体制整備事業の実施市町村、都道府県、本事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	（委託費）

重層的支援体制整備事業交付金について

○重層的支援体制整備事業交付金は、高齢、障害、子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業※₁の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能※₂を追加して一括して交付する。

重層的支援体制整備事業（実施は市町村の任意）

（参考：従来の仕組み）



<※₁ 既存事業について>

- 包括的相談支援事業
 - ・高齢（地域包括支援センターの運営）
 - ・障害（基幹相談支援センター等機能強化事業等）
 - ・子育て（利用者支援事業）
 - ・生活困窮（生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業）

○地域づくり事業

- ・高齢（地域介護予防防活動支援事業、生活支援体制整備事業）
- ・障害（地域活動支援センター機能強化事業）
- ・子育て（地域子育て支援拠点事業）
- ・生活困窮（生活困窮者のための地域づくり事業）

<※₂ 新たな機能について>

- ・多機関協働事業
- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ・参加支援事業

<※₃ 子育て分野の予算計上について>

- ・子ども・子育て支援交付金はこども家庭庁計上
- ・重層的支援体制整備事業交付金については、内閣府から予算を移管し、厚生労働省へ計上

令和6年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（R5.10時点）①

都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	
北海道	小樽市	福島県	福島市	千葉県	市川市	神奈川県	鎌倉市	長野県	長野市	
	旭川市		郡山市		船橋市		藤沢市		松本市	
	登別市		須賀川市		木更津市		小田原市		岡谷市	
	七飯町		川俣町		松戸市		茅ヶ崎市		飯田市	
	京極町	茨城県	土浦市		野田市		逗子市		伊那市	
	妹背牛町		古河市		柏市		秦野市		駒ヶ根市	
	鷹栖町		那珂市		市原市	厚木市	下諏訪町			
	津別町		東海村		流山市	新潟市	富士見町			
	厚真町	栃木県	宇都宮市		君津市	柏崎市	原村			
	音更町		栃木市		浦安市	村上市	松川町			
	鹿追町		那須塩原市		袖ヶ浦市	関川村	飯綱町			
	大樹町		さくら市		香取市	富山県	富山市	岐阜県	岐阜市	
	広尾町		那須烏山市	中央区	高岡市		大垣市			
	幕別町		下野市	墨田区	氷見市		関市			
青森県	鯉ヶ沢町		市貝町	目黒区	南砺市		恵那市			
	藤崎町		壬生町	大田区	射水市		美濃加茂市			
	大鰐町		野木町	世田谷区	舟橋村		海津市			
	田舎館村	高根沢町	渋谷区	金沢市	静岡市					
板柳町	那珂川町	中野区	小松市	浜松市						
岩手県	盛岡市	群馬県	太田市	杉並区	福井県	能美市	静岡県	熱海市		
	遠野市		館林市	豊島区		福井市		富士宮市		
	釜石市		みどり市	葛飾区		敦賀市		富士市		
	矢巾町		上野村	江戸川区		鯖江市		伊豆市		
	岩泉町		みなかみ町	八王子市		あわら市		伊豆の国市		
宮城県	仙台市		玉村町	立川市		越前市		函南町		
	涌谷町	川越市	三鷹市	坂井市	長泉町					
秋田県	能代市	埼玉県	川口市	青梅市	山梨県	山梨市		静岡県	静岡県	静岡県
	大館市		行田市	調布市		甲州市				
	湯沢市		狭山市	小平市						
	鹿角市		草加市	国分寺市						
	由利本荘市		越谷市	国立市						
	大仙市		桶川市	狛江市						
	にかほ市		北本市	多摩市						
	井川町		ふじみ野市	稲城市						
	大潟村		川島町	西東京市						
山形県	山形市		鳩山町							
	天童市									

令和6年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（R5.10時点）②

都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名
愛知県	名古屋市	滋賀県	彦根市	兵庫県	姫路市	岡山県	岡山市	福岡県	福岡市	大分県	大分市
	豊橋市		長浜市		尼崎市		総社市		大牟田市		中津市
	岡崎市		近江八幡市		明石市		美作市		久留米市		臼杵市
	一宮市		草津市		芦屋市		西栗倉村		八女市		津久見市
	半田市		守山市		伊丹市	広島県	広島市		大川市		竹田市
	春日井市		栗東市		川西市		呉市		小都市		杵築市
	豊川市		甲賀市		養父市		竹原市		古賀市		宇佐市
	豊田市		野洲市		加東市		三原市		うきは市		九重町
	犬山市		湖南市	奈良県	奈良市		尾道市		糸島市		玖珠町
	稲沢市		高島市		桜井市		福山市		岡垣町	宮崎県	都城市
	新城市		東近江市		宇陀市		大竹市		大刀洗町		延岡市
	東海市		米原市		三郷町		東広島市		佐賀県 佐賀市		小林市
	大府市	京都府	竜王町		田原本町		廿日市市	長崎県	長崎市		日向市
	知多市		京都市		高取町		海田町		五島市		三股町
	岩倉市		亀岡市		王寺町	山口県	坂町	熊本県	山鹿市		都農町
	豊明市		長岡京市		吉野町		宇部市		菊池市		門川町
	日進市		精華町	和歌山県	大淀町		山口市		合志市	鹿児島県	鹿児島市
	田原市	大阪府	堺市		川上村		長門市		大津町		鹿屋市
	みよし市		豊中市		和歌山市	徳島県	周南市		菊陽町		中種子町
	長久手市		高槻市	鳥取県	橋本市		小松島市	香川県	御船町		大和村
	阿久比町		貝塚市		鳥取市		高松市		嘉島町		和泊町
	東浦町		枚方市		米子市		さぬき市		益城町	346自治体	
	美浜町		茨木市		倉吉市	愛媛県	綾川町				
	武豊町		八尾市		智頭町		琴平町	高知県			
三重県	四日市市		富田林市		八頭町		宇和島市				
	伊勢市		河内長野市	島根県	湯梨浜町		愛南町		高知市		
	松阪市		箕面市		琴浦町	高知県			安芸市		
	桑名市		柏原市		北栄町				四万十市		
	鈴鹿市		高石市		江府町				本山町		
	名張市		東大阪市		松江市				いの町		
	亀山市		交野市		出雲市				中土佐町		
	鳥羽市		大阪狭山市		大田市				黒潮町		
	いなべ市		阪南市		江津市						
	志摩市		熊取町		美郷町						
	伊賀市		太子町		吉賀町						
	御浜町										

高齢者の生活支援体制整備の推進について

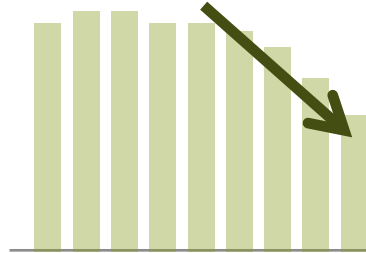
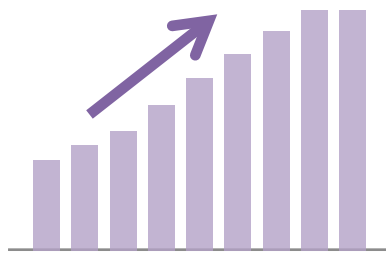
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
地域づくり推進室

総合事業の充実に向けた基本的な考え方

- 2025年以降、現役世代が減少し医療・介護専門職の確保が困難となる一方で、85歳以上高齢者は増加していく。また、こうした人口動態や地域資源は地域によって異なる。
- こうした中、高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくためには、市町村が中心となって、医療・介護専門職がより専門性を発揮しつつ、高齢者や多様な主体を含めた地域の力を組み合わせるという視点に立ち、地域をデザインしていくことが必要。
- 総合事業をこうした地域づくりの基盤と位置づけ、その充実を図ることで高齢者が尊厳を保持し自立した日常生活を継続できるよう支援するための体制を構築する。

85歳以上人口の増加

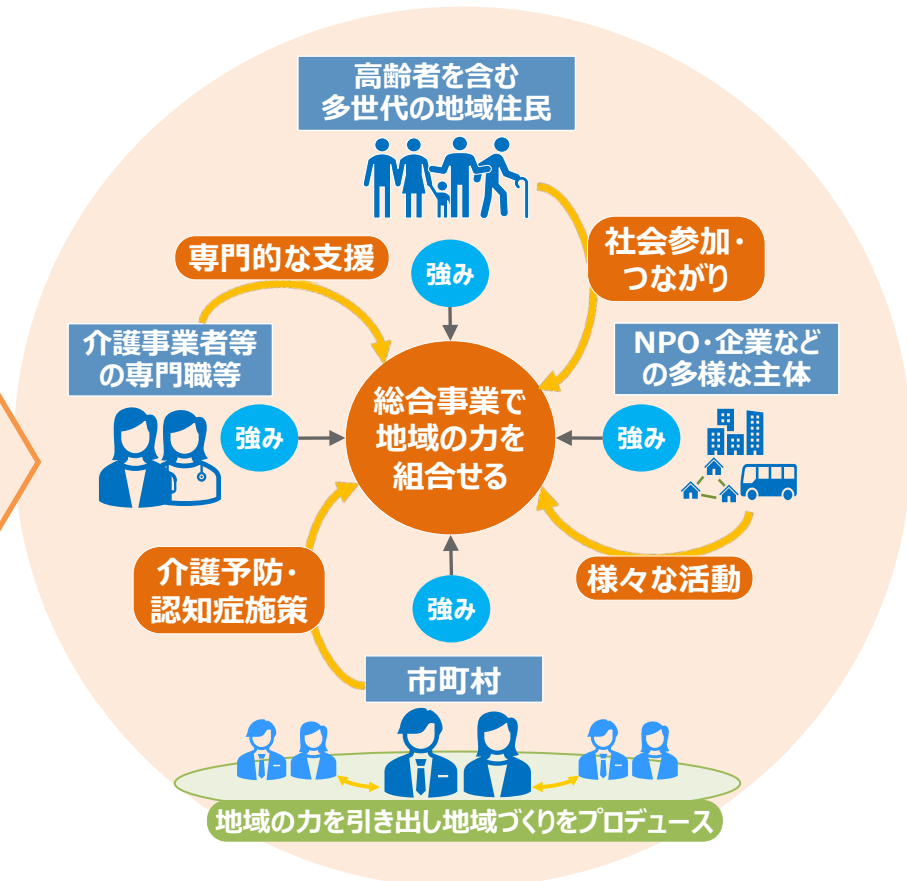
現役世代の減少



地域共生社会の実現



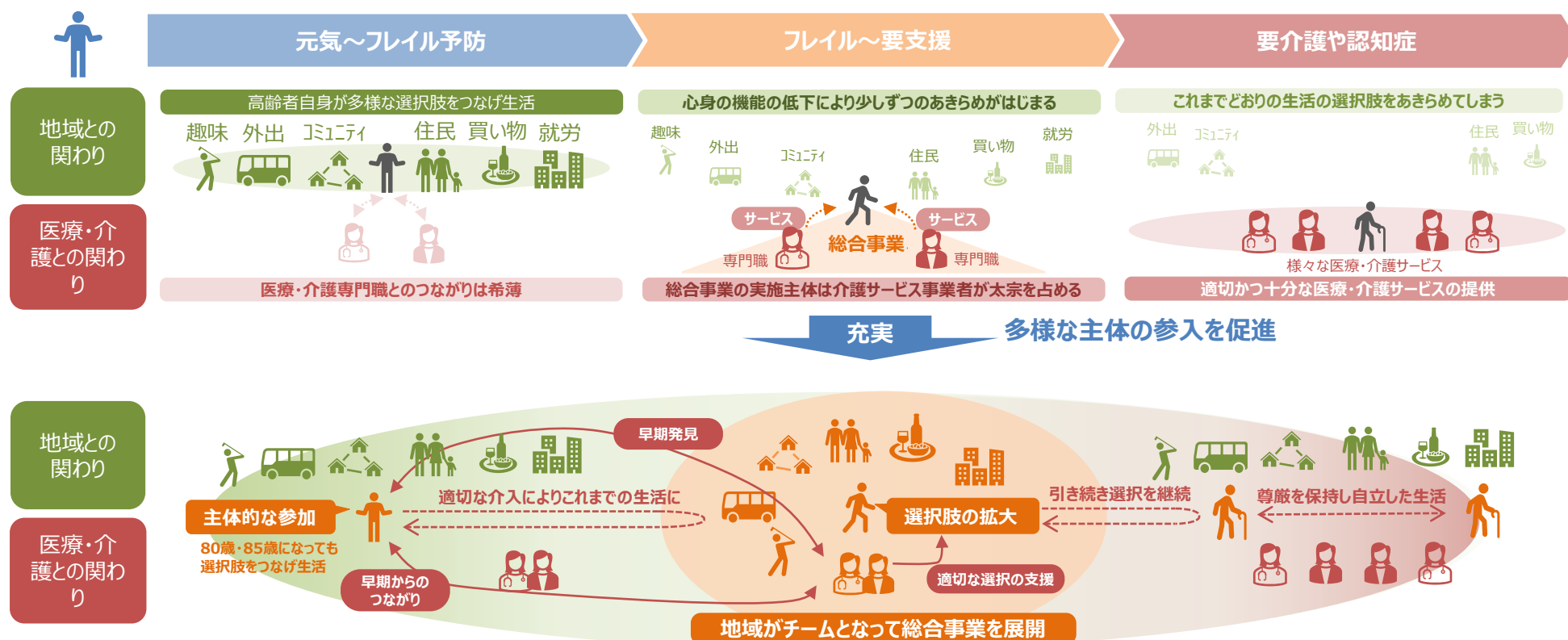
地域で暮らす人やそこにあるものは地域によって様々



介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理（概要）②

高齢者や多様な主体の参画を通じた地域共生社会の実現・地域の活性化

- 高齢者の地域での生活は、医療・介護専門職との関わりのみならず、地域の住民や産業との関わりの中で成立するもの。また、高齢者自身も多様な主体の一員となり、地域社会は形作られている。
- 総合事業の充実とは、こうした地域のつながりの中で、地域住民の主体的な活動や地域の多様な主体の参入を促進し、医療・介護の専門職がそこに関わり合いながら、**高齢者自身が適切に活動を選択できる**ようにするものである。
- 総合事業の充実を通じ、高齢者が元気なうちから地域社会や医療・介護専門職とつながり、そのつながりのもとで社会活動を続け、介護が必要となっても必要な支援を受けながら、住民一人ひとりが自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指していく。



地域の人と資源がつながり地域共生社会の実現や地域の活性化

生活支援体制整備事業について

生活支援体制整備事業は、生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置により、「地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、」「生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行く」もの（地域支援事業実施要綱より）

- 介護保険法（平成9年法律第123号）
（地域支援事業）

第百十五条の四十五（略）

- 2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、**地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。**

- 五 被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業**

（１）生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。

（Ａ）資源開発

- 地域に不足するサービスの創出
- サービスの担い手の養成
- 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など

（Ｂ）ネットワーク構築

- 関係者間の情報共有
- サービス提供主体間の連携の体制づくりなど

（Ｃ）ニーズと取組のマッチング

- 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチングなど

（２）協議体の設置

多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

NPO

民間企業

協同組合

ボランティア

社会福祉法人

等

生活支援体制整備事業費（生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置）の標準額

- 第1層（市町村区域） $8,000\text{千円} \times \text{市町村数} (\times)$
- 第2層（中学校区域） $4,000\text{千円} \times \text{日常生活圏域の数}$
- 住民参画・官民連携推進事業 $4,000\text{千円} \times \text{市町村数} (\times)$

※ 指定都市の場合は行政区の数
一部事務組合及び広域連合の場合は構成市町村の数

生活支援コーディネーター(SC)・SC協議体

生活支援コーディネーター（SC）は、市町村が定める活動区域ごとに、関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する。SC協議体は、関係者の意識共有や情報交換により、SCの組織的な補完等を行う。

SCの役割

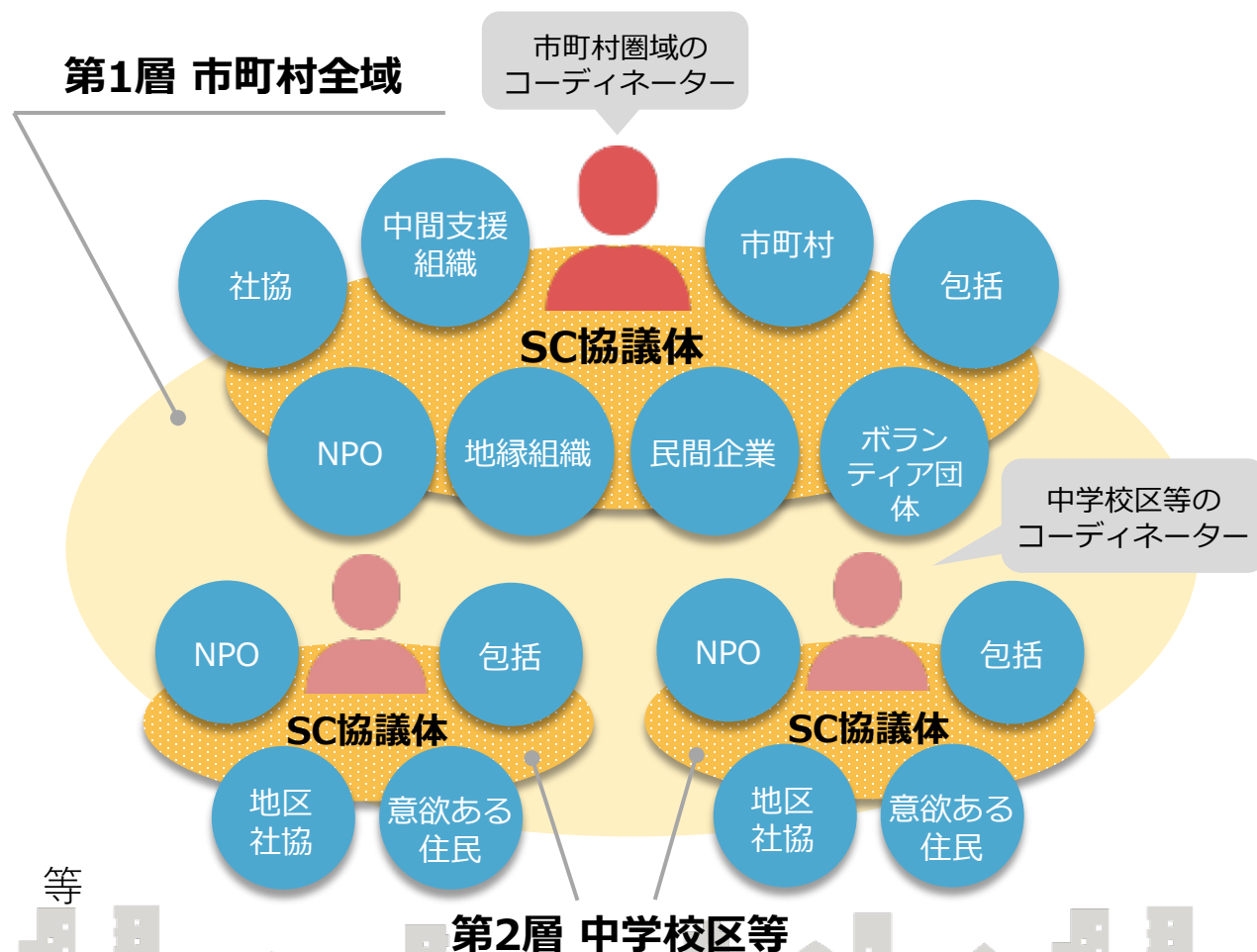
- 資源開発
- ネットワーク構築
- ニーズと活動のマッチング

SCの資格・要件

- 特定の資格要件はなし
- 地域における助け合い等の提供実績がある者、市民活動への理解がある者等がよい

SC協議体の役割

- SCの組織的な補完
- 関係者の意識共有、情報交換 等



総合事業の充実に向けた工程表

国

都道府県

市町村

第8期

第9期（集中的取組期間）

第10期

2023(R5)

2024(R6)

2025(R7)

2026(R8)

2027(R9)

6月～9月

10月～12月

1月～3月

介護保険部会

部会報告（中間整理・工程表）

検討会

中間整理

多様なサービスの充実による利用者の選択肢拡大

対象者モデルと評価指標の検討（老健事業）

告示・ガイドライン改正

インセンティブ交付金・地域づくり加速化事業で支援

対象者モデルの検討

多様なサービスの見込み量

多様なサービスの計画的な整備の推進

10期計画に反映

継続利用要介護者の総合事業利用の促進

省令改正

サービスB按分ルール見直し

継続利用要介護者がサービスAを利用可能に

継続利用要介護者がサービスBをより一層使いやすく

認知症基本法公布

多様な主体の参画は認知症の人の地域とのつながりにも寄与

多様なサービス充実のための運用面での見直し・予算の拡充等

多様なサービスの運営モデル検討（老健事業）

基準・報酬告示改正

ガイドライン改正

介護予防ケアマネジメント手法の検討（老健事業）

ガイドライン改正

生活支援体制整備事業の基準単価の見直し

新たな地域づくり戦略

➡従前相当サービスの基準・報酬について改正

➡多様な主体によるサービスに対応した基準・報酬モデルを提示

➡介護予防ケアマネジメントの加算例を提示

例）孤立する高齢者をサービスにつなげた場合、サービス利用後に社会参加につなげた場合、地域のリハビリテーション専門職と連携した場合を評価

国・都道府県で生活支援体制整備事業のプラットフォーム構築

効果の検証

取組の状況も踏まえ、総合事業の効果検証手法について具体化を検討

参考資料

ひと、暮らし、みらいのために

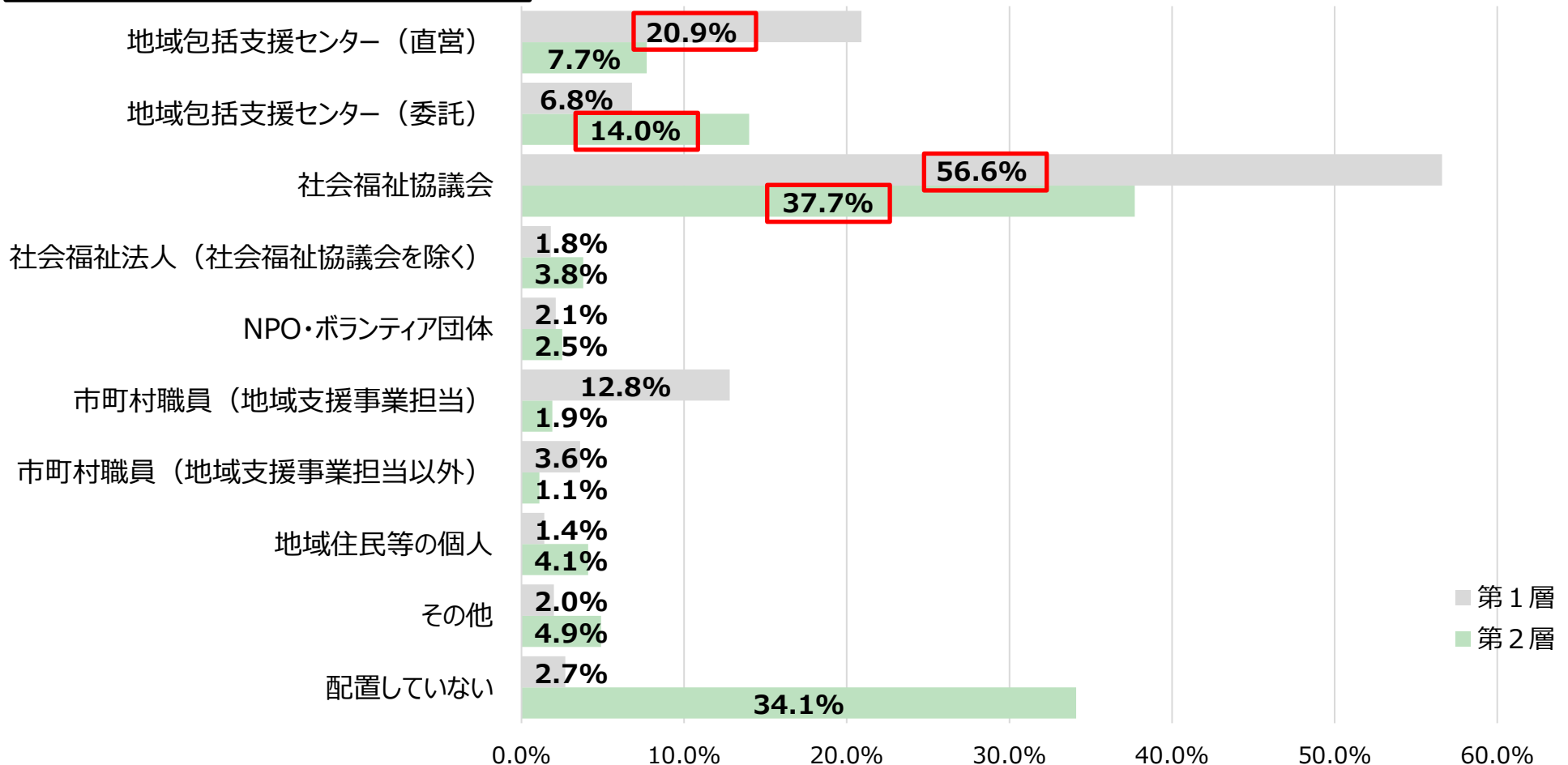


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

- 第1層・第2層に配置している生活支援コーディネーターの所属をみると、第1層・第2層ともに「社会福祉協議会」が最も多く（56.6%、37.7%）、次いで第1層は「地域包括支援センター（直営）」が、第2層は「地域包括支援センター（委託）」が多かった（20.9%、14.0%）。

生活支援コーディネーターの所属団体

(n = 1,596)

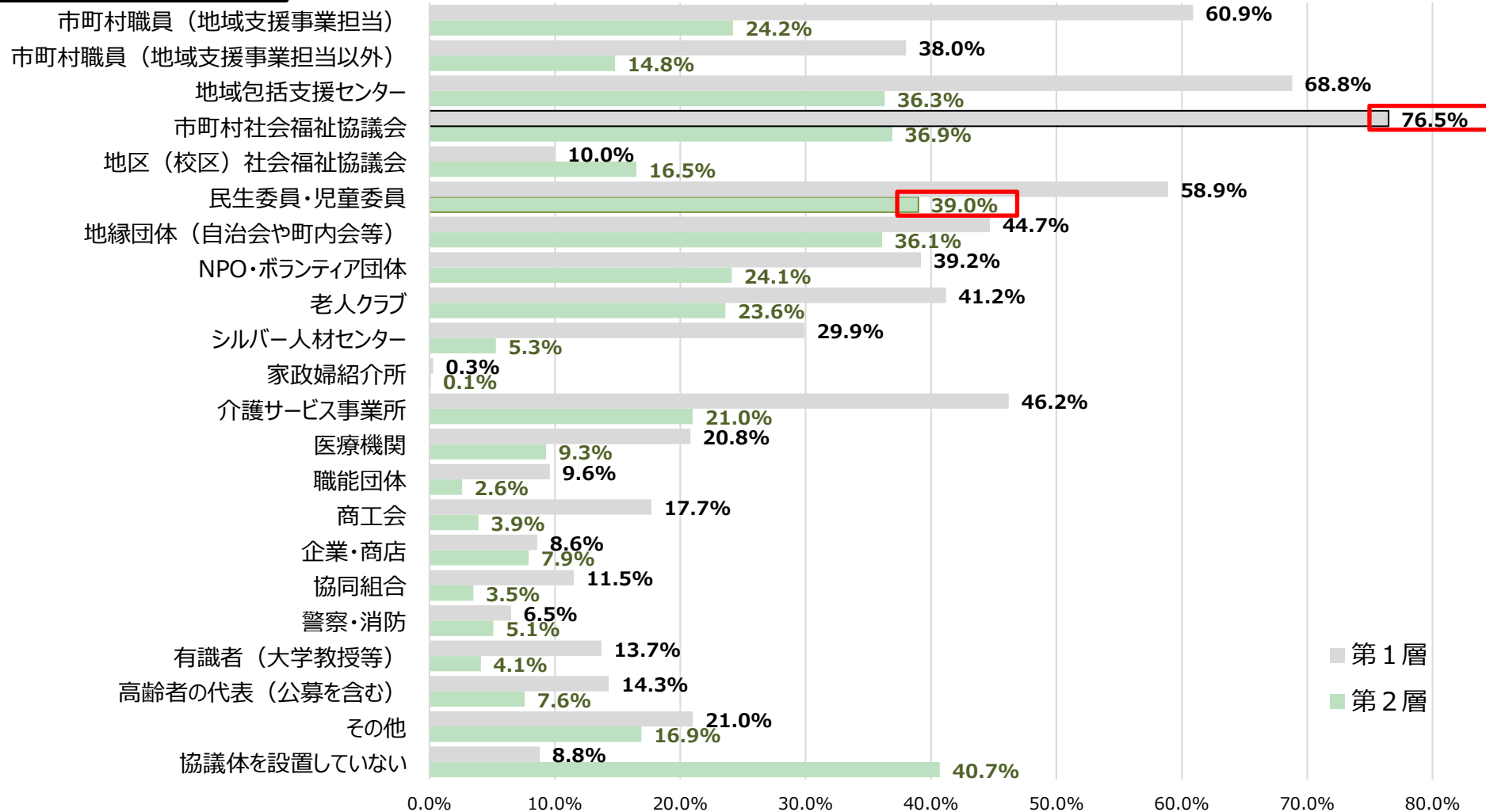


生活支援体制整備事業 協議体の構成員・所属団体 (令和4年度調査)

○ 第1層・第2層協議体の構成員若しくは構成員の所属団体をみると、第1層では「市町村社会福祉協議会」が、第2層では「民生委員・児童委員」が最も多かった（76.5%、39.0%）。

協議体の構成員・所属団体

(n = 1,596)



■ 第1層

■ 第2層

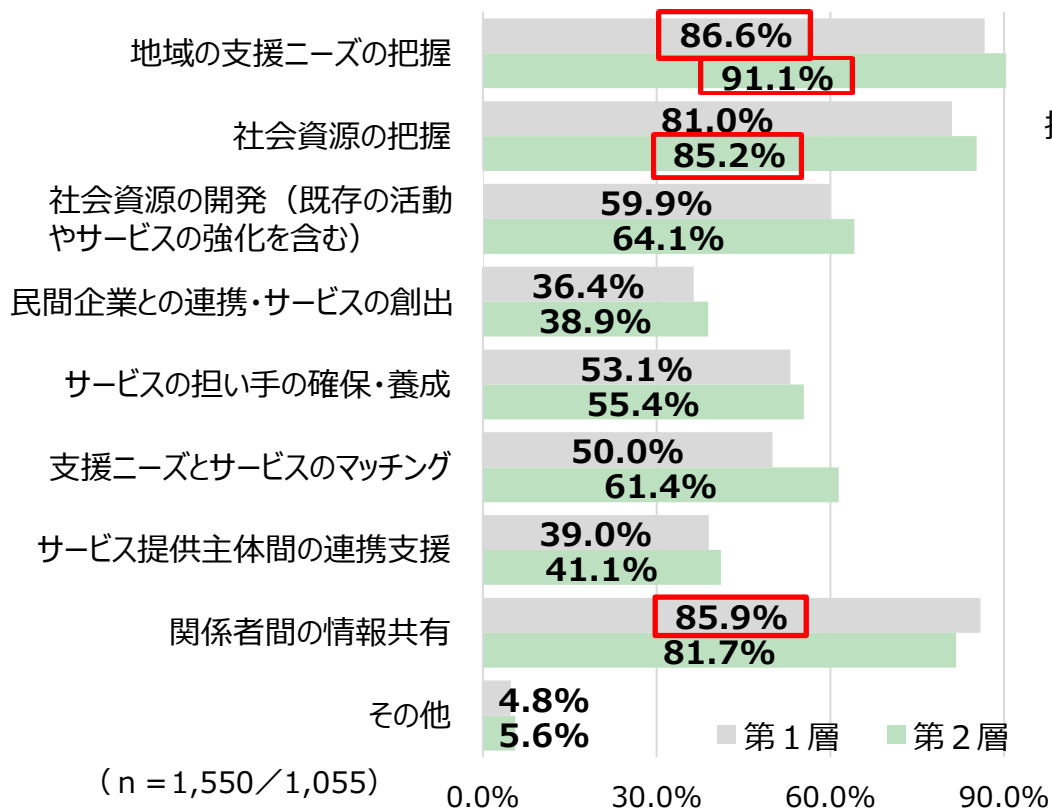
※ 令和4年度老人保健健康増進等事業「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備の実施状況に関する調査研究事業」(株式会社エヌ・ティ・ティデータ経営研究所)より作成

※ 全市町村（1,741市町村）に対する調査。上記は、協議体の構成員若しくは所属団体としてあてはまるものをすべて回答させることにより得たもの。

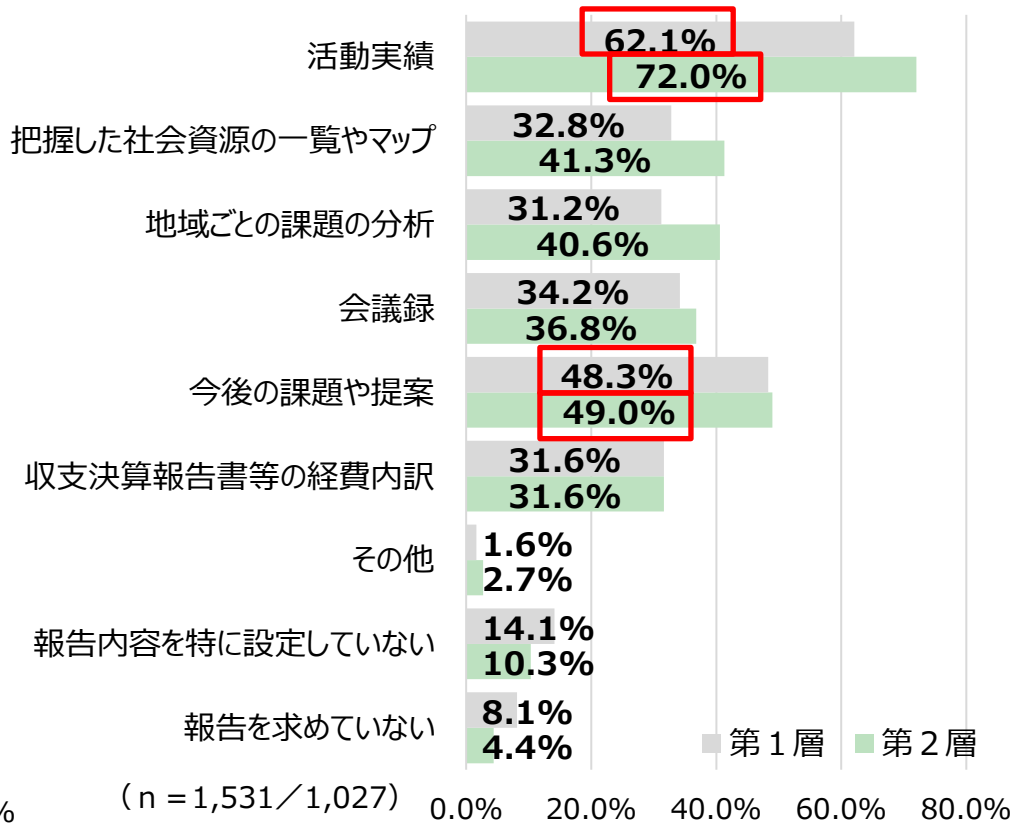
生活支援体制整備事業 生活支援コーディネーターや協議体の活動／実績報告 (令和4年度調査)

- 生活支援コーディネーターや協議体が行っている活動をみると、第1層・第2層ともに「地域の支援ニーズの把握」が最も多く（86.6%、91.1%）、次いで第1層では「関係者間の情報共有」が、第2層では「社会資源の把握」が多かった（85.9%、85.2%）。
- また、生活支援コーディネーターを配置するにあたり、実績としてどのような内容の報告を求めているかをみると、第1層・第2層ともに「活動実績」が最も多く（62.1%、72.0%）、次いで「今後の課題や提案」が多かった（48.3%、49.0%）。

生活支援コーディネーターや協議体が行っている活動



生活支援コーディネーターの実績報告



生活支援コーディネーター(SC)・SC協議体の活動例(1)

生活支援コーディネーターの活動例(愛知県豊明市)

地域資源の把握

- ・地域の集会所等でのサークル活動、お店の貸スペース、高齢者がよく行く店、使うサービス等を把握。



足りない資源の創出

- ・市内の喫茶店を常連客の見守り喫茶店「ホッこりカフェ」に位置づけ、周知。



地域ケア会議への出席

- ・把握した資源の情報を提供。会議のやりとりが、足りない資源の創出につながることも。

生活支援コーディネーターの1ヶ月の活動例(岡山県倉敷市)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
		サロン交流会(庄)	SC会議	仕組みづくり会議	好事例集取材(コミュニティカフェ)	サロン取材
	小地域ケア会議(玉島)	視察受け入れ	職員プロジェクト会議		認知症マイスター養成講座	
		市との連携会議				
8	9	10	11	12	13	14
養成講座準備		作戦会議(談サボ)	個別事例検討会議	ベース会議(服部)	ラジオ体操取材	
担い手養成講座第5回	サロン取材	介護保険事業計画策定委員会	小地域ケア会議(菅生)	好事例集取材	サロン取材	金融機関職員研修
シンポジウム(OT)		ネットワーク懇談会	小地域ケア会議(穂井田)			
15	16	17	18	19	20	21
	作戦会議(家事援助)		小地域ケア会議(東)	小地域ケア会議(船橋)	作戦会議(認知症カフェ)	
秋祭り参加		ベース会議(葦高)	地区社協理事会	研修参加	サロン交流会(倉敷)	地域文化祭参加
			医療生協研修会			作戦会議(男の居場所)
22	23	24	25	26	27	28
担い手養成講座準備		地域包括支援センター研修		三世代交流サロン		巡回相談会
担い手養成講座第6回	大学での講話	サロン交流会(真備)	小地域ケア会議(興妹)	多職種連携の会議	作戦会議(サロン立ち上げ)	関係団体連絡会議
			小地域ケア会議(長尾)	共生社会勉強会	小地域ケア会議(服部)	担い手養成講座準備
29	30	31				
		県研修				

生活支援コーディネーター(SC)・SC協議体の活動例(2)

地域の既存資源の活用(宮城県多賀城市の例)

地域の「お宝」と、新たな“つながりづくり”

- 地域包括支援センターに生活支援コーディネーター2名を兼務配置。地域の何気ない場所や活動を「お宝」として再発見し、地域のつながりの創出、自立支援に結びつけている。
- 例えば、お茶のみスペースが設置されたある商店が、地域の集いの場や見守りの場として機能し、地域の「お宝」になっている。
- また、地域の料理教室が、地域の集いの場や見守りの役割を担いながら、教室を開く高齢者の生きがい・介護予防の場となっている。
- これまで、地域包括支援センターの職員にとって、サービス利用の終了が支援の終了であったが、生活支援コーディネーターの兼務を通じて、サービスの利用から地域の支え合い、つながりづくりへと発展させる視点が生まれた。



生活支援コーディネーター(SC)・SC協議体の活動例(3)

- 平成30年4月時点で総人口48,234人。うち、65歳以上高齢者人口19,977人(41.4%)、75歳以上高齢者人口10,766人(22.3%)。第7期1号保険料5,190円。地域包括支援センターは直営で2カ所設置。
- 社会福祉協議会が受託。小学校区ごとにSC協議体を設置し、生活支援コーディネーターがSC協議体の進行役となり、SC協議体を中心とした住民主体の地域づくりを進めている。
- 住民主体の活動として、要支援者を対象に、サロン活動等を実施している。



▲ 地域ささえあい協議体の様子



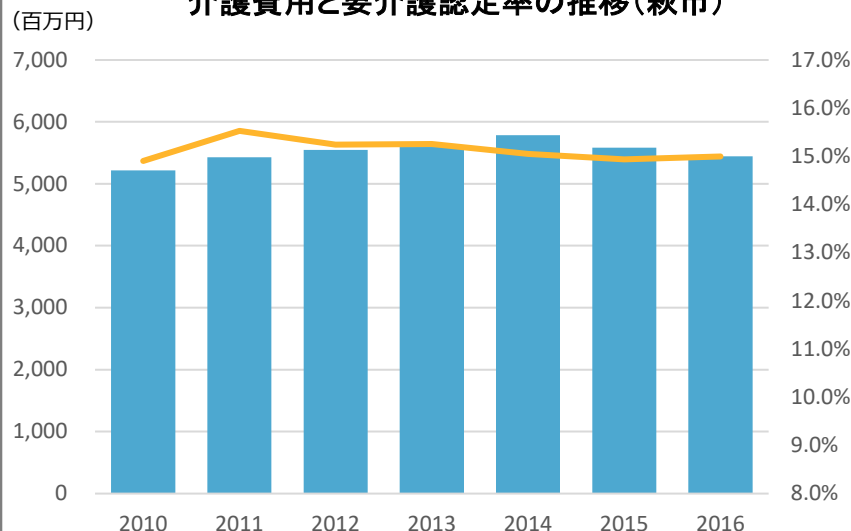
小学校区単位のきめ細やかな実態把握と支え合い活動の実施

- 概ね小学校区に1カ所ずつSC協議体(地域ささえあい協議体)を設置。
- 町内会長、ボランティア団体、地域おこし協力隊、女性団体、老人クラブ、神社・お寺、福祉関係者、駐在所、郵便局、商店などの幅広い人々が参加。
- 地域課題の整理、資源の整理、サービスの開発等を行っている。



▲ 事例検討を通じた地域の現状共有

介護費用と要介護認定率の推移(萩市)



要支援者を対象とした住民主体の活動

- 地域を対象としたアンケートにより、地域の実態把握を行った結果、介護予防、支え合いの仕組み、移動支援の仕組みが地域共通の課題として、見えてきた。
- 地区ごとに要支援者等を対象としたサロン活動(通所型サービス)、家事援助・移動支援等(訪問型サービス)を実施。



▲ サロン活動の様子

